

消費税率等引上げに伴う名古屋高速道路料金の改定について

令和元年10月1日の消費税率及び地方消費税率（以下「消費税率等」という。）の引上げに伴い、下記のとおり名古屋高速道路の料金を改定することとし、本日付で国土交通大臣に届出を行いましたのでお知らせします。

記

1. 料金改定の理由

令和元年10月1日より消費税率等が引上げられることに伴い、消費税率等引上げ相当分を料金に転嫁するため。

2. 料金改定の概要

(1) 改定日

令和元年10月1日

(2) 料金改定の考え方

- ・改定料金は原則、税抜料金に110/100を乗じ、四捨五入により10円単位の額とします。
- ・ただし、名古屋高速道路全体の料金収入総額が、消費税の改定率である110/108以内となるように調整します。
(名古屋線の普通車料金について、四捨五入で「切上げ」となるところを「切捨て」とします。)

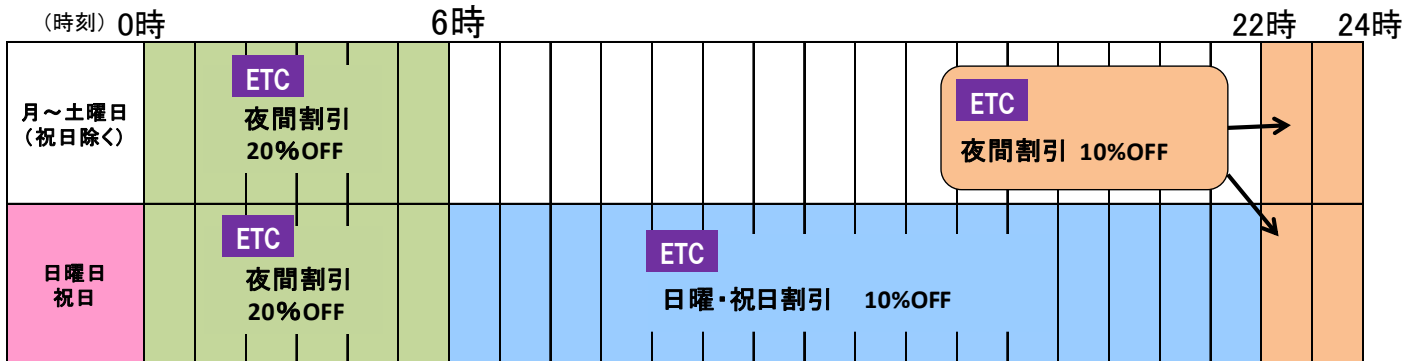
(3) 改定料金

		現行料金 (円)	改定料金 (円)
名古屋線	普通車	770	780
	大型車	1,540	1,570
尾北線 (通常区間)	普通車	360	370
	大型車	720	730
尾北線 (特定区間) [※]	普通車	210	210
	大型車	410	420

※ 特定区間：桶 JCT⇄豊山南出入口、堀の内入口⇄小牧北出口・小牧 IC

- 現在実施中の割引等については、現行の割引率もしくは割引額等で継続します。

時間帯別料金(ETC無線通行車)



		(時刻) 0時		6時		22時		24時	
月～土曜日 (祝日除く)	名古屋線	下記以外	普通車(円)	630	(620)	780	(770)	710	(700)
			大型車(円)	1,260	(1,240)	1,570	(1,540)	1,420	(1,390)
		ETC 端末特定区間 ^{※1}	普通車(円)	470	(460)	580	(570)	530	(520)
			大型車(円)	940	(920)	1,170	(1,140)	1,060	(1,030)
	尾北線	下記以外	普通車(円)	300	(290)	370	(360)	340	(330)
			大型車(円)	590	(580)	730	(720)	660	(650)
		特定区間 ^{※2}	普通車(円)	170	(170)	210	(210)	190	(190)
			大型車(円)	340	(330)	420	(410)	380	(370)
日曜日・祝日	名古屋線	下記以外	普通車(円)	630	(620)	710 (700)			
			大型車(円)	1,260	(1,240)	1,420 (1,390)			
		ETC 端末特定区間 ^{※1}	普通車(円)	470	(460)	530 (520)			
			大型車(円)	940	(920)	1,060 (1,030)			
	尾北線	下記以外	普通車(円)	300	(290)	340 (330)			
			大型車(円)	590	(580)	660 (650)			
		特定区間 ^{※2}	普通車(円)	170	(170)	190 (190)			
			大型車(円)	340	(330)	380 (370)			

赤字:改定料金[R1.10.1～] ():現行料金[～R1.9.30]

※1 ETC端末特定区間:黒川⇄楠、春岡⇄高針、呼続⇄大高、木場⇄東海、烏森⇄千音寺、鳥見町⇄清須

※2 尾北線特定区間:楠JCT⇄豊山南出入口、堀の内入口⇄小牧北出口・小牧IC

○ご利用料金に関する注意点

- ・上記料金はETCで料金所を無線通行した場合のものです。
- ・割引額の10円未満は切り捨てとなります。
- ・割引時間帯の判定は料金所を通過する時間帯となります。
- ・「ETC夜間割引」「ETC日曜・祝日割引」と「障害者割引」との重複適用はありません。